

# 保護司にふさわしい方をご推薦ください

大田区保護司会の活動の様子は裏面に

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、**処遇活動**と**地域活動**を行います

- \* 保護観察を受ける人が社会の一員として暮らしていく際の手助けをします。
- \* 矯正施設を出る人がスムーズに社会復帰できるよう、事前に調整します。
- \* 犯罪予防の啓発活動を行います。
- \* 非常勤の国家公務員として法務大臣から委嘱されます(給与は支給されません)。
- \* 要件は、健康で活動力があり、熱意と時間的余裕、社会的信望があって生活が安定されている66歳未満の方、となります。
- \* 任期は2年(再任可)です。

【法務省 東京保護観察所】

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-1 電話:03-3597-0120

【大田区保護司会】 (連絡先) 大田区蒲田2-10-1

〔大田区保護司会更生保護サポートセンター〕 電話番号:03-3739-1734(平日:10時~16時)

ご連絡  
お待ちしております

# 大田区保護司会を 紹介します！

## 【大田区保護司会の説明】

定数:267 現在員:213 (R5.5.15現在)

## 〔保護司会組織〕

総会、理事会、常任理事会、正副会長会  
部会…総務部、研修部、地域活動部、広報部、  
協力組織部、会計部

分会会（大田区保護司会は以下の六つの分会）

- 第一分会（大森地区）
- 第二分会（馬込・池上・新井宿地区）
- 第三分会（調布地区）
- 第四分会（糀谷・羽田地区）
- 第五分会（六郷・蒲田東地区）
- 第六分会（矢口・蒲田西地区）

## 〔主な活動〕

- 5～6月：“社会を明るくする運動”準備
- 7月：“社会を明るくする運動”（街頭広報活動、講演会、学校と連携しての地区集会など）
- 11月：中学校校長と保護司との懇談会
- \* 地域別定例研修会（年3回）
- \* 自主研修会（年1回、施設見学など）
- \* 更生保護関係団体との懇談会
- \* 大田区役所総務課との懇談会

## 写真でみる大田区保護司会の活動

第73回“社会を明るくする運動”  
大田区推進委員会 2023



中学校校長と保護司との懇談会 2022



S S T 自主研修会2022



OTAフェスタ 2022



リモートによるワークショップ2020

